# 那須塩原市連携協定ガイドラインの概要

那須塩原市企画部企画政策課

# １．官民連携の手法

■ 本ガイドラインが対象とする官民連携の手法は次の３つです。
　① 那須塩原市政協賛サポート企業制度（市政や地域に貢献する企業の登録制度）
　② 包括連携協定（市政の幅広い分野における連携の取組）
　③ 事業連携協定（個別の政策分野における連携の取組）
　※ただし、①については詳細を別で定めていることから概要のみ記載しています。
■ 連携協定を締結する企業等については、租税公課の滞納が無い、反社会勢力でないこと等を要件とし、そのことを誓約するものとします。

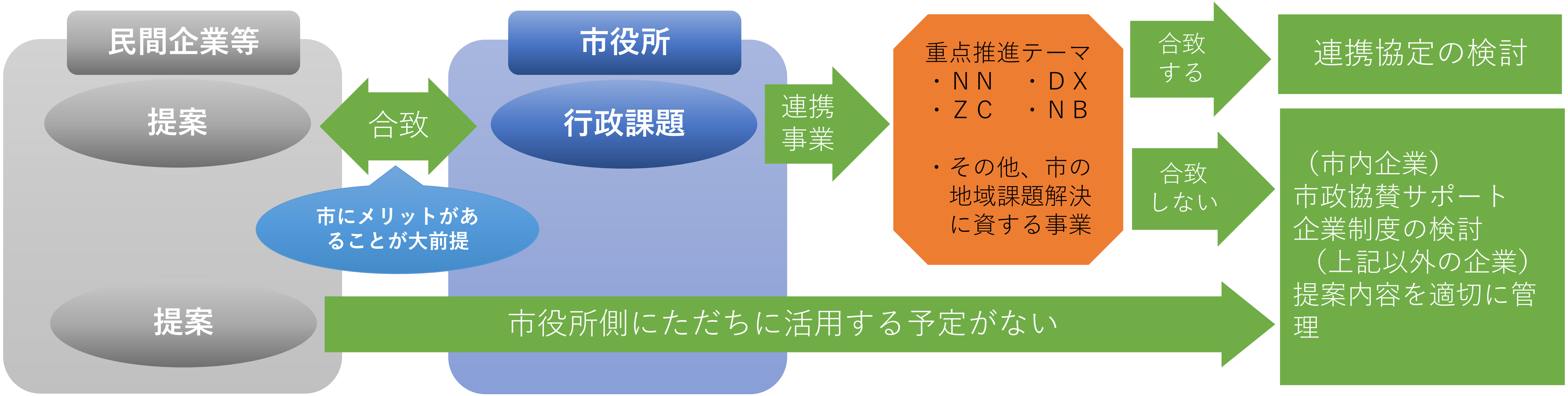

# 2. 連携協定締結について

- ■ 連携協定については、企画政策課を窓口とします。担当課に直接提案があった場合は企画政策課と協議します。
- ■ 連携事業の提案にあたってはガイドラインの様式を企画政策課に提出してください。
- ■ 包括連携協定となるか事業連携協定となるかは企画政策課で判断します。
- ■ 包括連携協定の締結は企画政策課で実施し、事業連携協定の締結は担当課で実施します。
- ■ 連携事業を行うにあたり「連携協定」ではなく、「覚書」を取り交わして事業を実施する場合があります。

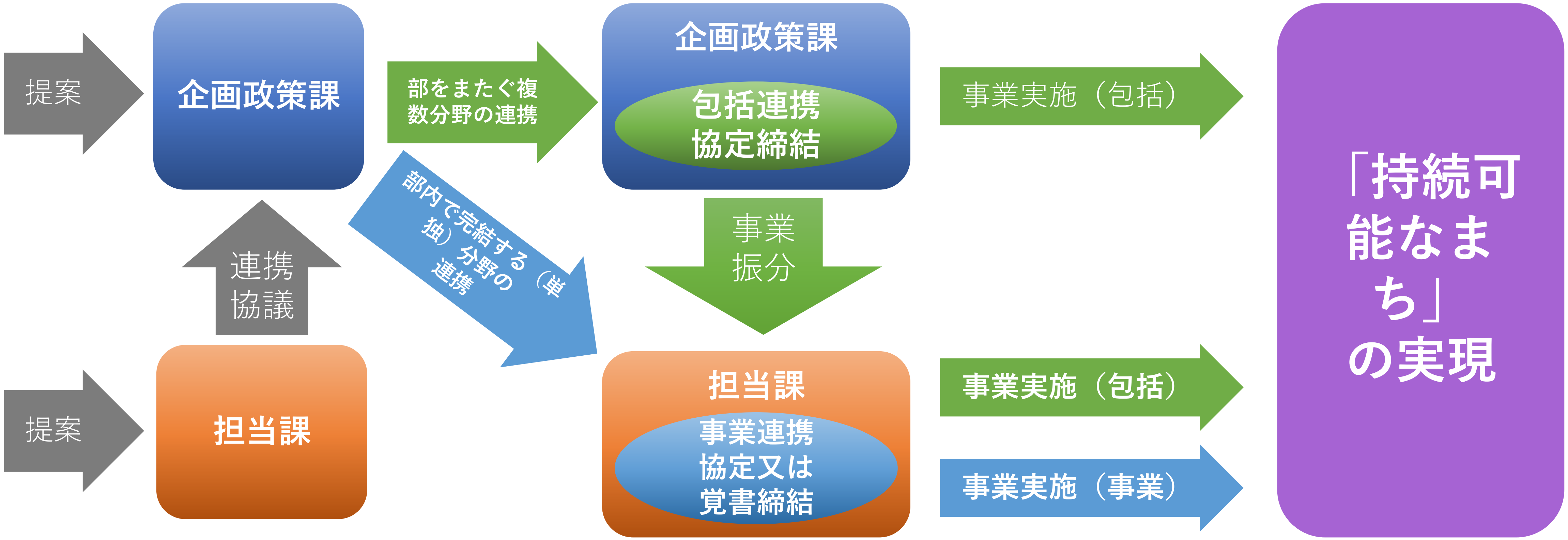

# ３．連携協定の期間
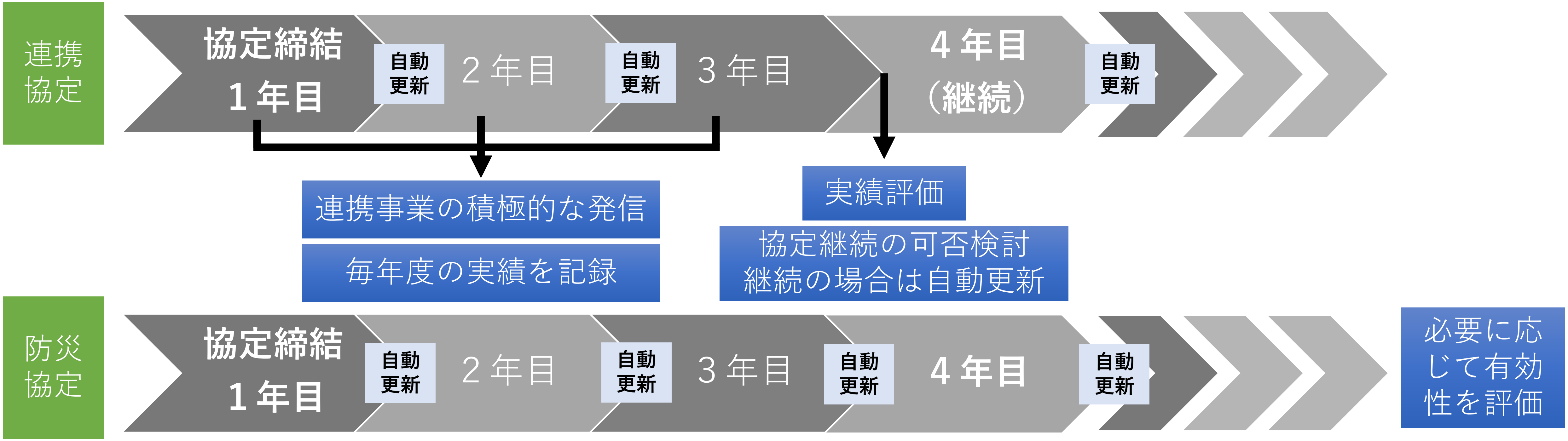
- 連携協定の有効期間は締結年度末までとし、以降、申し出が無い限り１年間の自動更新とします。
- 締結後３年を目安に実績評価を実施し、協定の継続について検討します。
- 連携協定締結の期間中は連携事業等の実績を積極的に発信していきます。
- 防災協定については万が一の備えであるため、有効期間は１年毎の自動更新とし実績評価は行いませんが、有効性については必要に応じて評価します。